

天爵互尊翁

特255

292

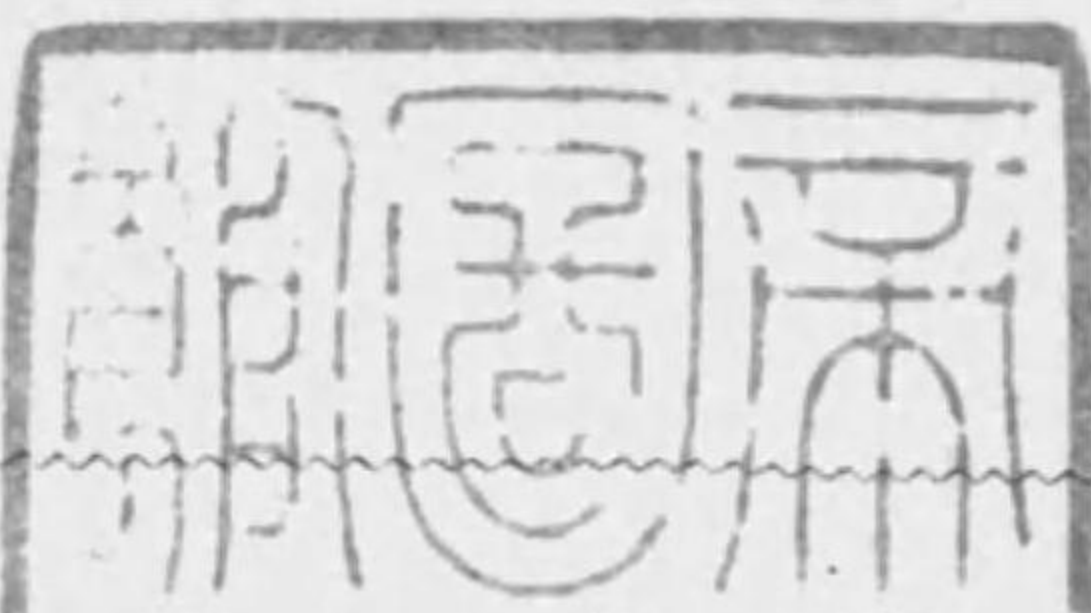
(補正第四版)



始



特 255
292



互尊翁は、明治・大正・昭和の三代を一貫して精神界・思想界に於ける一異彩であつた、而して又其の主張に殉じたる偉人であつた。

翁が世に遺されたる「互尊獨尊」の立義は、もと／＼吾等の能く説明し得る所ではないから、ほんの通解にとどめて、他日碩學の士の解説を待つこととする外ない。

本書は唯、手つ取り早く互尊翁を知らんとする人の爲に、極めて大まかに其の要を摘んで、おぼろげながら互尊翁の輪廓を描き出さうと云ふことを目標として綴つたのである。

併しながら何しろ筆が拙いのと人物が大きいので、所期と相距る三千里の物が出来上つてしまつた、切に見む人の諒恕を請ふ次第である。

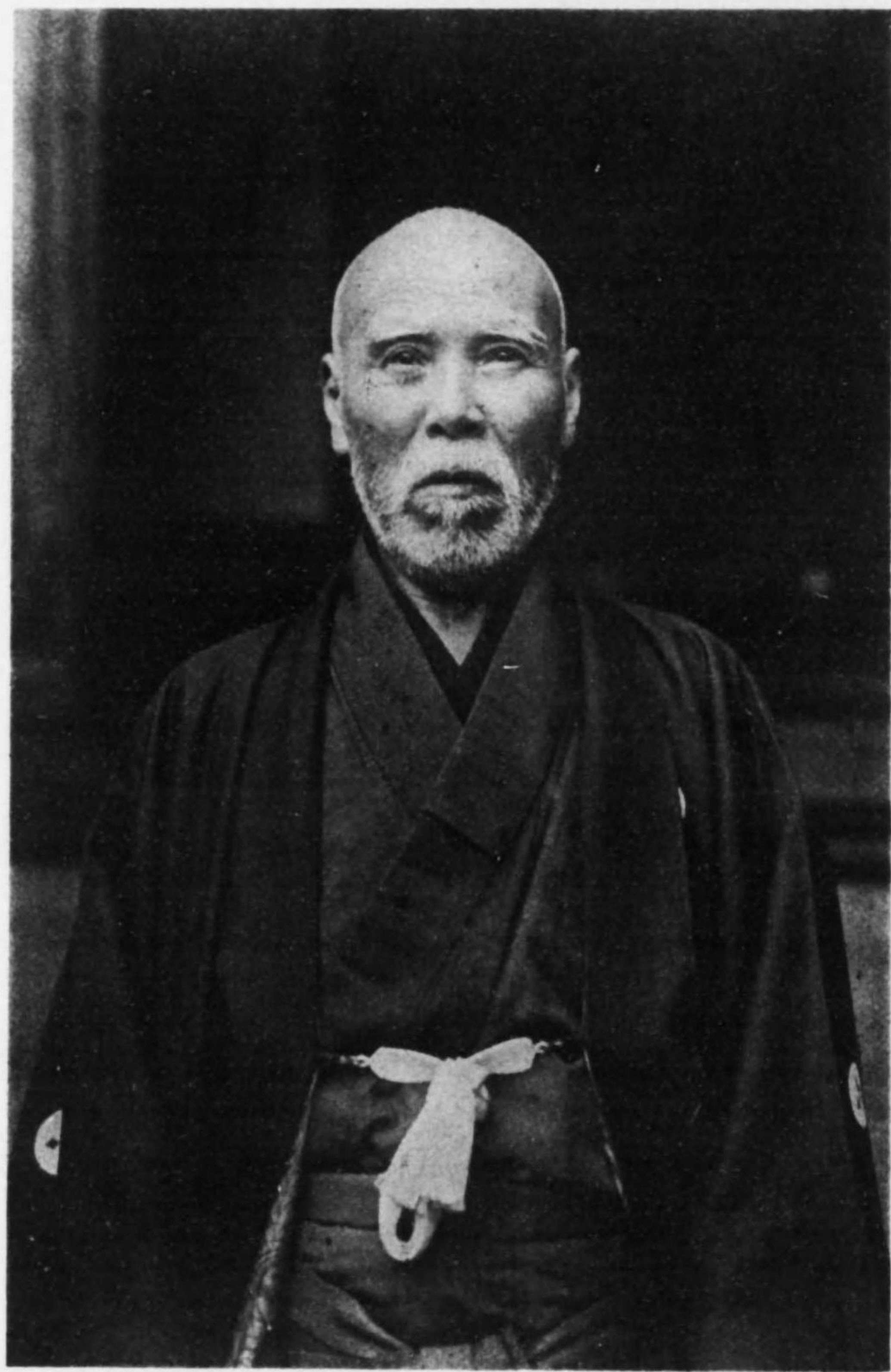


清
慎
自
守

昭元乙卯秋日 王尊翁頌後逢山本五十六書

恭
儉
性
德

陸軍大將徐木莊六書



天 爵 互 尊 翁

目次

生前の銅像	………	一
野本互尊翁	………	二
互尊文庫	………	六
日本互尊社	………	八
互尊獨尊通解	………	一二
六八と授國	………	二六
富士山大公園	………	二九
明治節の首唱	………	三一

歳の秋であつた。七千圓と云ふ豫算は甚だ寡少である、宜しく之を參萬圓に増額すべしと云ふ議論が猛然として出て、發起人は之が鎮撫に苦んだほどの情況で「少しも無理な勸募をしないで、これ程自然的に金の集つた例しは曾て無い」とは當時の發起人諸君の述べ懐である。かくの銅像となつたのである。然らば其の互尊翁とは如何なる人か、八十五年の其の一生を要約して見ると大體次の如くである。(寫眞は翁の銅像)



野本互尊翁

互尊野本恭八郎翁は嘉永五年に刈羽郡横澤村の山口家に生れ、明治五年二十一歳の時に長岡町野本家の養子となり、昭和十一年十二月四日八十五歳で逝去された。

資性質實剛直
 て、輕佻浮華を
 きらひ、自信が
 厚く何物をも恐
 れなかつた。又
 人間性の尊さを
 思つて決して卑
 賤を侮らなかつ



た。私利私慾の念
 が無いばかりでな
 く、常に 皇室を
 尊び、儉素を守つ
 て國家公共のため
 に盡された。少年
 時代から和漢の學
 を學ばれたが後、

大に佛典を研究し學者名士と交はり、考へを陳べては議論を上下し、一生涯學んで倦まず、精力絶倫、至誠を以て一貫された人である。

翁は互尊・互尊童子・互尊獨士・天爵互尊など色々の號をもたれた。之は皆「我人獨尊皆互尊」といふ確信にもとづかれてのことである。翁が此の一句を説かれる時には、赤心あふれて顔面紅潮し、口角沫を飛ばし、例を古今東西に採り、弊時を指摘して水の流るゝが如く盡きず、火の燃ゆるが如く熱した。獨尊といふ語は、釋迦を始めとし、古來いくらか用ひられたが、互尊といふ語は互尊翁が始めて唱へられたのである。偕てこの「我人獨尊皆互尊」の意義は深く且博くて、簡単に説きあかすことは出来ないが、大意を述べれば、「自分も他人も、ひいては總べての物は、皆天から授かつた尊い本性を持つて居て、それ〴〵に尊いのである。だから人は皆お互の尊さを認めて尊敬し合はなければならぬ」といふのである。獨尊を太陽に譬ふれば互尊はその光なりと翁は説かれた。つまり獨尊といふ本體があつて、互尊のはたらきがあらはれる。又、人が互に獨尊を自覺してはじめて、他人をも萬物をも尊敬することになるわけである。

翁が自ら天爵互尊と稱されたのは、人としての獨尊精神と、尊い 陛下の御民であるといふ自覺自重の精神とを共にあらはされたもので、公侯伯子男の如きは人爵であるが、人間性の尊さ、殊に日本國民たることの尊さは天より授けられた爵位とも言ふべきもの、この天爵を自覺して常に自重修養し、以て徳器を成就しなければならぬといふ反省修徳を怠らぬための自戒と云ふ意味であつた。

翁は常に勤儉を重ぜられた。そして儉は一身一家をつましく、慎みぶかうすること、勤は國家のために勤めることだと説かれた。之は人は如何なる職域にしたがつても、私利私慾に囚はれずに職域報國、國家奉仕を第一義とすべきことを教へられたのである。

翁は八十五歳の一生を通じて美事善行が頗る多い。併し、翁の事業は逝去で終つたのではない、翁の尊い精神と事業とは、多くの人の心に生きて居る、又、必ず生かさねばならぬ。一人の互尊翁が逝去せられて千萬人の互尊翁が世に生れ、たゞに日本だ

けてなく、日未即ち世界中にこの互尊思想を及ぼして人類を益したいものである。

翁は幾多の公職にもつき、又随分澤山な善行美事をなされたが、その中の極めて重要なもの二三について記して見よう。(寫眞は翁の自刻像)

互 尊 文 庫

大正記念市立互尊文庫は、大正四年十月十六日を以て互尊翁が長岡市に寄附せられた図書館である。但し互尊翁は常々「自分は図書館を寄附したのではない、互尊文庫を寄附したのである」と云つて居られたが、如何にも互尊文庫の成り立は世間普通の図書館とは聊か趣を異にしてゐる。則ち翁の意中では、大正の大御代を記念し奉る爲に「互尊獨尊」の大道を覺知せしむべく建てた文庫である、と云ふことは同文庫の門柱に、翁の自書、

獨尊は互尊と知れ

互尊は獨尊と覺れ

といふ木彫の聯が懸けられてあるのを見ても明かである。然らば其の所謂「互尊獨尊」とは何ぞと云ふこととなるが、之に對する翁の腹中の玄理と信念とは、下凡の我等の能く窺ひ知る所ではないが此は是れ千教を兼ね萬學を掩ふ宇宙の原律であるといふのが翁の主張である。従つて互尊獨尊覺知の道場たる此市立図書館中、閱覽者率(人口百人につき三百八人強)は第一位を占め、藏書冊數率



の互尊文庫は、千教萬學修習の図書館であつて、決して限られたる小文庫ではない。要するに翁の言葉は其の義を正したもので、其の意は極めて廣いのである。

互尊文庫は年と共に、その利用者を増し藏書冊數を加へ、昭和十一年四月現在の調査に依れば、全國主要

(人口百人につき九十冊弱)も亦第二位に在るの盛況である。曾て故徳川頼倫侯が「個人寄附にして、かくの如き意義深き圖書館の出現せしは、我國は勿論、諸外國にも蓋し類例なかるべし」とまで嘆賞せられたことも、前掲の翁の言葉と併せ考へれば、蓋し不盡の妙味ありと謂ふべきであらう。(寫眞は互尊文庫の前景)

日本互尊社

互尊文庫を互尊獨尊覺知の道場とすれば、財團法人日本互尊社は、互尊獨尊宣揚の機關である。之は昭和九年十一月二十九日の創立にかゝり、互尊翁が一切の財産を擧げて死後萬年に備へられたもので、云はゞ互尊獨尊の法幢である。

毎月「互尊獨報」と云ふ機關雜誌を發行する外、時々名士を迎へて講演會や講習會を開くとか、社會公共に資助するとか云ふ方面に現在では活動してゐるが、其の目的が前陳の如く互尊獨尊の宣揚廣布に在り、又其の事業範圍が限られて居らぬだけに、將來いろ／＼な方面に活動の天地が開かれるであらう。所在地は長岡市觀光院町なる

互尊翁の遺邸で、互尊文庫とは全く別な建物である。(互尊文庫は長岡市東坂上町二丁目)

互尊翁の遺邸即ち日

本互尊社の建物は、明治十六年に大道長安師の名で建てられた救世院(翁も關係者の主たる一員)の建物を買受けて、之に改増築を施し、土蔵を加へて明治三十一年以來住まはれた舊館と其の永眠の直前に迎賓草木を愛された中で、杉、松、櫻は別格であり、中にも翁の風格に最も能く似通ふものが



館として新築せられた櫻心軒、並に今日では翁の集藏品を陳列して翁の徳を偲ぶべき如是藏とがある。それから庭は坐立園と稱して、翁獨特の築庭法になつたもので、多種多様の草木が何れも自然を樂んで繁茂してゐる。

互尊翁が人一倍すべての

檉である。檉は梅や櫻のやうに觀賞するには花も無いし野性が有り過ぎるが、その規格に於て、人にすればまさしく巨人である。坐立園中、翁の所謂「放木」の双檉は、樹齡いまだ五十歳に充たないが、すつかりお庭の大將になりすましてゐる。銀杏や椴や樅の木は高さに於て客將たる地位を保つては居るが、その居然たる檉の風貌には及ぶべくもない。此の木が欣々として榮に向ひ若葉が丸々と春天を覆うた時に、翁はどんなにか會心の眸を放たれたことであらう。鬱々蒼々、生氣を滿枝の青葉に漲らした檉は翁の萬年童子たる元氣をどんなに鼓舞したことであらう。眉雪の哲人互尊翁が寂日遍照の中に、はらくと降りかゝる檉もみぢの雨を浴びて箒をとめて立たれた時、宇宙の眞に徹する互尊の理をば考へつくされたことであつたらう。枯木寒巖北風に怒號する檉の雄たけびには押しよせる自由主義の世潮に抗して、皇國光民たるの自負と責任を叱咤呼號された様が偲ばれる。世には疎枝大葉の植物も多いが、檉は幹益々大きくして枝梢いよ／＼こまかく、互尊獨尊だの富士山公園だのと途方もない大きなこ

とを考へながら堅固で、どこまでもこまかくこまかく心を働かせた互尊翁の性格と誠によく一致してゐる、此くて「杉松檉の説」を生じ、やがて檉心軒の營みともなつたと推量する。

檉の大きさ、檉のこまかさ、檉の堅さ、檉の生活力、檉の美しさはそのまゝ、互尊翁の大きさ、こまかさ、堅さ、美



しさだとも思はれる、互尊翁はたしかに檉のやうな方であつた。坐立園放木の双檉は互に占めどころを占め譲りどころを譲つて枝を交はし、廣い大空に繋つて行く、樹相と因縁からすれば正に提唱院と唱和院の御在世記念樹又、互尊檉として千古に遺るものであらう。

思ふに翁の指導原理の命題「互尊獨尊」の四字も、之を古聖の仁・慈悲・愛・至上

善等に比するとき、何となく樗のやうな味ひを覺えるてはあるまいか。そこで當然起つて來る問題は「如何なるか是れ互尊獨尊」である。(寫眞其一是日本互尊社入口、其二は樗心軒)

互尊獨尊通解

互尊獨尊は互尊翁の悟である。だから其の本當の味ひは翁自身でなければわからぬ古來教へて教へられず習うて習はれざる玄々の妙理は、師資の機と機と相應じたる時にのみ以心傳心されるのである。されば互尊獨尊の玄義は、互尊翁と一味同體の域に達せざればわかりつこはない筈である。

従つて之を解説するが如きは固より我等の分ではないが、互尊翁を知らんとすれば何としても之が眼目でなければならぬ。そこで聊か左に通解を試みることにするが、誤つて之を以て互尊獨尊の全貌と見られぬやうに希望する。

(上) 一般論

宇宙の森羅萬象は、皆、一々それ自身に何等かの尊とさを持つて居る、尊とさとは

其の物獨特の眞價値と眞使命とを云ふのである。况んや、萬物の靈長たる人間に在つては必ず其の人に即し、何人も奪ふべからざる或る尊いものが身に即いて居る。此の尊とさは絶對無二のもので、之を内面平等の獨尊心と言つて、即ち人間の心の誠の本體であり、自己の眞價



之に徹底すれば、正しく我を活かし得るのである。されば、自己の眞價を認めて獨尊に目醒めた時に、始めて獨立獨行、人間の行くべき道

を踏み、倨傲ならず、怠慢ならず、不平もなく、不満もなく、正しい充實した人格を完成するのである。

此の絶對平等の獨尊を確立して、相對差別の現世生活に入る時は、他人他物に對して互に他の獨尊を尊重するといふ相對調和の互尊となるべきもので、之を外差別的

互尊心と言つて、自己の眞價の發揮である。是れ「我人獨尊」に次いで、「皆互尊」と言ふ所以で、萬人萬物相互に尊み合ふ生活なりと云ふ事が出来る。一體物を尊むといふ事は、徒に之を珍重するの謂ではない。凡そ、一切の事物皆それの有する獨特の眞價經濟的値打を發揮せしめ、其の眞使命を全くせしむる事である。例へば、草木一本虫一匹紙一枚でも完全に其の使命を果させるのが、其の物を最も善く活かす道であり、最も善く其の物を尊む態度である。物に於て既に此の如しとすれば、人に於ては言はずもがなである。

此の如く人々事々物々皆互尊と、活動の中心を互尊的諧暢に置き、以て普く人及び物の眞使命を果さしめて、之を活かすべきである。互尊中心の活動に依りて、始めて有無相通じ、長短相補ひて、共存同榮の實が擧がり、嫉視する事もなく、排擠する事もなく、人生百般の禍惡は芟除せられて、家庭は圓滿に纏まり、社會は和平を喜び、國利民福は増殖して、お互に生存を樂み、耀かしき互尊世界を現出するのである。

要するに、翁は獨尊平等の本體を信知し、互尊差別の現象を活成し、獨尊に徹底する事に依つて互尊の大成を修し、互尊の生活を具現する事に依つて始めて獨尊の眞意義を把住し得べしとなし、互獨二尊不即不離と觀ぜられ、知行合一を唱導せられたのである。尤も、斯る見方は古來一部少數の達識者の間には理論的に説かれて居たのであるが、多く獨尊本體の闡明に偏する中に、翁が新たに「互尊」なる語を用ひ、之に明確な意義を與へ、加之、各人の日常生活に體現せしめんと策勵されたことは、確かに達見なりと謂ふを憚らない。

尙、翁は互獨二尊不即不離の眞關係を、獨尊の中に互尊を生じ、互尊の中には獨尊を含み、獨尊を離れて互尊なく、互尊を離れて獨尊なく、圓通融合、其の義相和し、其の光互に照らし、一ならず、二ならず、互尊兩全の一體を成すものなりと説かれ、之を各人の實生活に具現するには、人々自らの努力に俟たねばならぬとして居られる以上翁の提唱に係る獨尊即互尊の大道至教に關し、聊か愚見の一端を記述したが、尙

翁自身の筆録中より數項を摘載して、讀者の味讀を請ふこととする。

眞感分別銘

今や眞理一に定まる、一、一切、一切、一、即ち内面平等の獨尊心を信知して外面差別の互尊身を信愛せざれば、惡平等となり、外面差別の互尊身を信愛して内面平等の獨尊心を信知せざれば、惡差別となる、夙に日進の創造を励め、互獨の相合を啓くや、再生日新、即ち前聖未説の互尊を新説し、先聖既説の獨尊を活達し、獨尊爲本を信ずれば、互尊爲先を行じ、互尊爲先を行ずれば、獨尊爲本を信ずる、本性の解決に止らず、徳必ず隣あり、感應互人、一心同體の畏れ無き、我人獨尊皆互尊の千教を兼ね、萬學を掩ふ、大化至一の大道至教を施し、至大外なく、至小内なきも、一切同化の大勢を迪き、先天の祥を發し、後天の慶を流す人生の意義ある目的を達成せんのみ。

中心本位

宇宙は獨尊本位の道場なり 萬有は互尊中心の活動なり

昭明協和

獨尊昭明 互尊協和

獨明互治

獨尊明我 互尊治人

徹底發祥

獨尊徹底 互尊發祥 統天應地 大化宇宙

我聖鏡

獨尊持己 先立其志 互尊及衆 咸一其徳

生我活人

獨尊不離互尊 猶旭感而生我

互尊不離獨尊 猶光應而活人

互尊翁は其の著互尊獨詮に、我が大日本帝國を以て、

乾靈授國ノ忝アマツカミキ大恩榮ト天壤無窮ノ尊アツカミキ大皇運ト宏遠ニシテ深厚ナル光烈ノ威徳

ヲ仰ギ靈育ヲ被リ天地ノ誠ヲ以テ誠トナシ日月ノ明ヲ以テ明トシ我人獨尊皆互尊

ノ光慶ヲ積ミ清暉ヲ重ネシ地上ノ天都

なりとし、前述の獨尊即互尊の大道を天地人の三才に配し、我が金甌無缺の國體に照して、天に在りては清淨至誠の大明を、地に在りては神嚴靈化の富士山を、而して人に在りては大壤無窮の皇室を、此の大道の具現者として讃仰し、大明の至眞、富岳の至美、皇室の至善は宇宙を一誠に歸せしむべき光威を表現するものなりとし、此の三至一誠を「我人獨尊皆互尊」の絶對無限にして同化の活力ある地上の天都、即ち我が日本靈國の三大活寶と名づけられた。

天靈の表現たる大明、地靈の儀表たる富岳、人靈の精粹たる皇室は、日々夜々に須

臬も休まざる薰化を吾人に興へて吾人を育成し、吾人は時々刻々其の洪恩を蒙りつゝあり。詳しく言へば、大明は明爽にして發展的な靈光を吾人に興へ、富岳は八面玲瓏崇高不動の教訓を吾人に垂れ、皇室は現つ御神として儼存ましまし、三種の神器に依りて象徴せられたる智仁勇の三徳を具備あらせられ、歴代の御事業は燦として千古に耀き、大明の陽光と富岳の威容と共に限りなき尊とさを仰ぎ奉り、取別け 明治天皇の御威徳を偲び奉る時一層此の觀念を深くし、申すも畏多き事ながら、天皇は獨尊の操持と、互尊の發露とに、有難き活模範を示し給うたと拜し奉るのである。三大活寶の洪恩は此の如く大きく、此の如く尊いものであるから、三大活寶の洪恩を享くる吾人は先づ此の三大活恩を報謝する事を心掛けねばならぬ。此の報謝の心と身とがやがて互尊主義の擴充となる譯であるが翁所作の標語

人生の曠鐘

一にも人 獨尊の光あれ

二にも人 互尊の光あれ
三にも人 共成の光あれ

(共成とは、自覚獨尊の人格完全と、覺他互尊の行動圓滿との覺行共成を云ふのである。)

に徴しても、總ての場合人が根本であるから、天地人の順序を変更して、人[◎]天地[◎]の次第を立て、先づ授國以來積慶重暉の大皇室を尊崇し、皇恩に報い奉る事、即ち三大活恩に報謝する事が最先の要務であると思ふ。例へば、君は日の如く、民は其の光の如し、君臣一體、上下徳を一にして天壤無窮の大慶祥を保全する大日本靈國を築き上げて今日に至つた譯で、翁が皇日と仰ぎ、光民と稱する所以である。

一にも人
二にも人
三にも人
互尊控語並書

翁は更に一步を進めて、崇高宏遠なる 皇室の大理想を嚴肅に拜察して、此の大理想の發揚は獨尊即互尊主義に合致し、皇室は畏くも此の主義の實行者として光臨あらせらるゝ所以を明にせられた。即ち日本書記に據りて、皇祖神武天皇御即位の時の肇國の御理想を拜誦すると、

上は即ち乾靈の國を授けたまひし徳に答へ、下は即ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘むべし、然て後に、六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや

とあり、又、明治二十六年二月十日 明治天皇の在廷の臣僚及帝國議會の各員に告げさせ給へる勅語の中に、

古者皇祖國ヲ肇ムルノ初メニ當リ、六合ヲ兼ネ八紘ヲ掩フノ詔アリ、朕既ニ大權ヲ總攬シ……百揆ノ施設一ニ皆祖宗ノ遠猷ニ率山シ、以テ臣民ノ康福ヲ増シ云々と仰せ出され、繼前啓後、皇運無窮の誠道を傳へましまし、歴代の天皇も亦皆大明終

始大統一系の天業を紹述せん事を期し給ふ大御心は、拜察し奉るだに、尊く、有難く、旭日の如く、普慈（富士）の如く仰がれるのであると教へられた。

現ツ御神ノ寶祚無窮ニシテ絶對不二ナル宇宙獨尊ノ日本大皇室ハ皇日獨リ明ニ光民互ニ照シ統天應地ノ一誠三至即チ皇室大明富岳ノ三大活寶ヲ特有シ至善至真至美ノ靈光ヲ輝シ（中略）互ニ自他ノ人格ヲ尊信シ我が天徳タル獨尊ノ主張ヲ敬シ我が地徳タル互尊ノ調和ヲ愛シ（中略）獨尊爲本ノ靈心ヲ發シテ自覺ノ敬徳ヲ修メ互尊爲先ノ靈身ヲ現ジテ覺他ノ愛徳ヲ進メ（中略）心身互尊其ノ實ヲ積ミ其ノ心ヲ遂ゲテ我が本領ヲ徹底セシムルト共ニ理想ノ終極タル天地ノ精神ト合致シ以テ皇猷恢弘ノ光威ヲ顯彰シ感動報恩ノ大本ヲ立ツベシ是レ宇宙中心界ノ絶對眞理ニシテ世ニ二道ナク聖ニ兩心ナシ

とは互尊獨詮の數節を抄録して前後綴り合はせたものであるが、翁は斯く觀じ斯く信ずるが故に、三大活寶の活恩を感謝せず居られないのであると説かれた。

（下）活恩報謝

更に活恩報謝の方法に就いて、翁の要旨とする所を述べて見よう。活恩報謝といつても、其の方法に特別の手段があるのではない。先づ翁の「我が本領」と稱する「三貴・四成」を知る必要がある。

我が本領

三 貴
仁 深 故 不 貴 以 互 尊 爲 貴
勇 強 故 不 貴 以 共 成 爲 貴
智 廣 故 不 貴 以 獨 尊 爲 貴

四 成

互 尊 成 獨 尊 獨 尊 成 互 尊
獨 尊 成 獨 尊 互 尊 成 互 尊

我^レ有^ニ三^ノ貴^ニ無^ク上^ニ心^ヲ寶^ス大^ニ哉^ト四^ノ成^ヲ軫^ム轉^ス無^ク窮^ス
 皆^ニ共^ニ成^ス就^ス人^ノ生^ノ本^ヲ領^ス靡^ラ下^ニ國^ヲ不^レ到^ラ互^ニ尊^ス世^ノ界^上

此の三貴と四成とを體得保持しつゝ、「今日の三大事」に精進すれば、自然報恩の手段となるのである。

今日の三大事

- 一、今日一日、ありがたく、互尊の實を積むべき事。
- 一、今日一日、おもしろく、獨尊の實を積むべき事。
- 一、今日一日、はたらきて、共成の實を積むべき事。

第一に、人間は 天皇の恩・天地の恩・父母の恩・社會同胞の恩・其他一切萬物の恩を受けて安全に生活して居るのであるから、病氣になつて始めて健康の時の有難味を感ずるといふやうでなく、平素大恩を受けて居るといふ念慮を忘れず、有難い勿體ないといふ感謝の生活を遂げて、互尊の實を積み重ねばならぬ。第二に、おもしろくとは

油斷のない生活をする事である。心に油斷が起れば、知らず識らず嘘を言つたり、悪い行をしたり、他人に向つて言ふ事の出来ぬやうな立場を踏むやうになる。不養生をして病氣に悩まされると同じ事である。されば常に身を省みて疚しき事なく、極めて明朗な愉快な生活を遂げて獨尊を傷けぬ心懸が肝要である。第三に、ありがたく互尊の實を積み、おもしろく獨尊の實を積みといふだけでは、まだ十分とは言はれぬ、之を實行に移して働くといふ事にならねば、到底向上發展する事は出来ぬ。未來の光明は自己の發展、社會の發展、我が帝國の大發展に在る事を確信し、其の地位職業に應じて十分に働き、世界に於ける我が日本帝國の一大使命を完全に果さねばならぬ。翁は毎に言ふ、自分は微力ながら三大活恩に報い奉らんが爲に、色々考へた末、先づ三大活寶の儼存を信ずる事と、其の不斷の大恩に對して三貴四成に基いて、有難く面白く働くといふ事が報恩の大道で、今日喫緊の要務であると信じて疑はないのである。斯くの如く、人々に其の徳を新にし、過去を顧みず、未來を怖はず、現在に執

へられず、一億民衆が協力一致、一團となつて「我人獨尊皆互尊」の大旗を高く掲げて躍進したならば、感恩報謝の實が果がつて地上の天都を建設し、世界の最優勝者となり、最大幸福の民となり得られると信ずる次第である云々と。最後に、翁自詠の道歌を録して本章を結ばう。(寫眞其一是翁の書の木彫衝立、其二是翁の書)

ありがたや 日々おもしろく はたらかん 人はたがひに たふとみあひて
あさ起きて 心の帯を 縮み直し 日に若がへり 世をばあらたに
あめつちの 妙なる恵み うけつぎて 世の爲つくす 人ぞたふとき

六八と授國

互尊文庫の開館記念日も六月八日である。互尊獨報の発行記念日も六月八日である。互尊翁は 明治節御制定の聖旨を發耀すべき資元として金六千八百圓を長岡市に寄附せられた、又金六百八十圓を長岡讀書會に寄贈せられた。而して舊野本邸の玄關入口は八の字に開いて大小合計六枚の戸がはまつてゐる。と云ふ具合に互尊翁は六八の文

字や數を頗る愛好せられた、否非常に重視せられた。是れそも／＼何の故ぞ。翁は夙に 神武天皇肇國の大詔中に

上は則ち乾靈の國を授けたまひし 德に答へ、下は則ち皇孫の 正を養ひたまひし心を弘むべし、然て後に、六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや

とあるを拜して、恢宏天業の聖旨は則ち是なりと深く信奉し 明治天皇五箇條の御誓文、御宸翰を首めとして幾多の詔勅は、皆此の洪範を祖述し給へるものと爲し、殊に明治二十六年二月十日御渙發の「在廷ノ臣僚及帝國議會ノ各員ニ告グ」の勅語は、之を教勅と申上げ、其の中に、

古者皇祖國ヲ肇ムルノ初メニ當リ、六合ヲ兼ネ八紘ヲ掩フノ詔アリ、朕既ニ大權ヲ總攬シ……百揆ノ施設一ニ皆祖宗ノ遠猷ニ率由シ、以テ臣民ノ康福ヲ増シ云々と宣らせ給へるは、皇祖肇國の聖慮に依據して、皇國の先天的大使命の世界平和の統

理にあることを御諭し下されたものと云ふ堅い信念を持たれた。而して六合を兼ね八紘を掩ふの國是は、實に萬物を愛統する宇宙獨尊の互尊行に外ならず、我が國の國是の昭明するところ、終には萬邦協和の世界を作り出すべきであると思惟せられた。これが六八重視の所以である。

以上の如き

思想の持主である所の互尊翁が「建國」



兼六合以開都
掩八紘而為宇

先皇五十年御筆

の文字を嫌忌せらるゝことは當然で、常に謂らく、建國の文字

は、建國の國たる支那に出來た文字である、されば支那とは全く相異なる崇高なる我が國體には當らない、否寧ろ氷炭相容れざるものである。萬邦無比世界唯一の我が國體には當然別格獨特の文字が無ければならぬ筈である。果せる哉其の別格獨特の文字は長くも 神武天皇聖詔の中に嚴として「授國」と明示されてゐる、然る上は我等國民

は唯謹んで之に依るべきで、別に様々な文字を選ぶ必要はない。げに「授國」の文字こそ、我が國體を如實に表現するもので、これ以上に適當の文字なく、これ以外に用ふべき文字は斷じて無い。と云ふのが翁の主張で、其の透徹せる國體觀と熱烈なる愛國心とは、不用意なる建國の文字の使用に依つて、神授の國日本が、人為建國の諸外國と同一視さるべきことを深く憂とせられたのである。(寫眞は翁秘藏の 神武天皇御肖像、

鐵齋畫)

富士山大公園

富士山公園と云ふと、富士山の頭だけを公園とするものと云ふ風に考へる人が多いが、私のは富士山を中心として周圍七十五里の大公園を造つて、イザと云ふ場合には、全國民を集めるに足る設備にすると云ふのだ、「三千餘萬兄弟共よ」と歌つた頃は之で大抵は、いと云ふ見當である。今日は一億同胞だから更に大を要する譯だが、一戸一人の戸主が集まるとすると先づ之でよからう。

以上は或る時の翁の茶話の一節である。之で翁の富士山公園國立の主旨が、世の常のそれとは聊か趣を異にしてゐることが窺はれる。即ち翁の意は、富士の神山を、世界一なる皇國日本の姿と仰ぎ、之を國立の公園とすることに依つて一億國民の國體觀念を振作し、神



念を振作し、神代の昔、天の安の河原に八百萬神が神集ひに集

ひ神謀りに謀り給うたといふ故事の精神を、今の世に移し來つて、大に保合大和の國風を宣揚せんとするに在つた。

そこで叙上の如き茶話も出るのであつて、單なる遊覽觀光の公園としての主張ではないのである。更に翁が貴衆兩院に提出された請願書中には

故ニ畏クモ 明治旭帝及ヒ昭憲皇太后兩大尊ノ威靈ヲ表現セル神聖尊嚴ニシテ清

淨崇高ナル皇運無窮ノ大頌德殿ヲ奉建シ云々

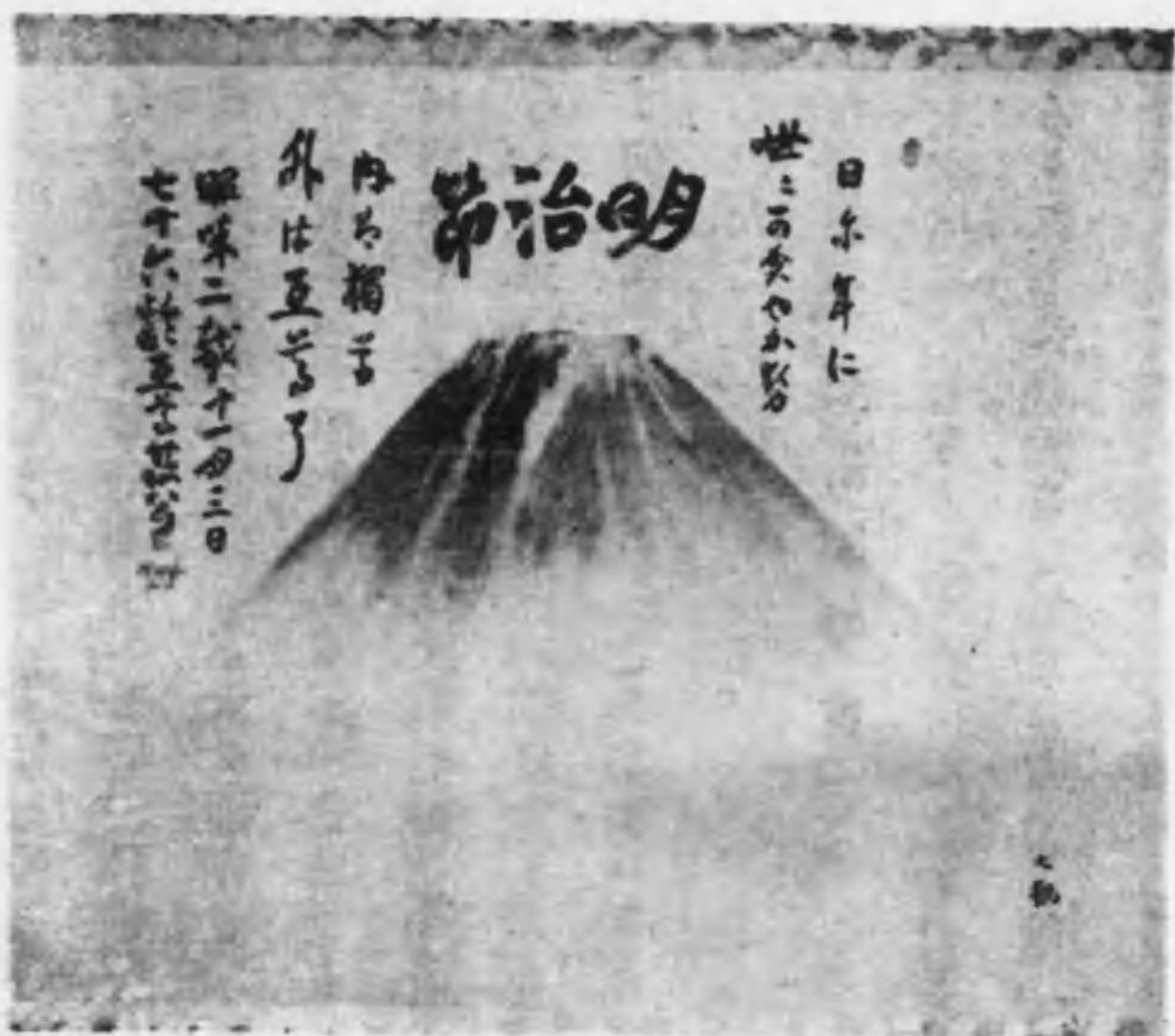
とあつて、明に特殊別格の公園、換言すれば靈域としての公園であることが知られる。翁が初めて明治記念日本大公園創設請願書（即ち富士山公園の國立）を提出せられたのは明治四十四年であるが、當時世人の多くは翁を目するに狂者を以つてした。然るに昭和七年十月、十二大國立公園開設の事が決して、富士山公園が其の第一位に置かるゝに至つて「狂者」の稱は忽ち「先覺者」と變つたのである。此の一事に限らず翁は何事にも意を用ふることに深く、今日に至つて回顧すれば、全く稀に見る先覺者であられたことが明かである。（寫眞は互尊翁富士登山の圖、翠雲畫。翁の服装は紋付の羽織袴）

明治節の首唱

上來僅に記したる記事に依つても、眞純にして熾烈なる互尊翁の國體觀念は窺知し得ると思ふ。さてさうした互尊翁の腹中には、王政復古の大業を遂げて、内は大に紀綱を張り外は盛に國威を示し給へる 明治天皇こそは、げに皇國中興の明主、長けれど

神武天皇の御再來とも仰ぎ奉るべきで生れて此の時にあへたること、誠に萬世一遇の幸慶である。あゝ君は日の如く民は其の光の如し、臣民我等豈に有がたく、おもしろく、働かずして可ならんや、仰ぎ冀くは天下億兆をして子々孫々に至るまで、常に聖徳を憶念して信受奉行の赤心を振作せしむべき聖節の御治定を見んことをと云ふ至心の願望が、明治節御制定の大請願となつたのである。

左掲の記事は、昭和七年十一月發刊の、「道德教育」誌上の亘理章三郎先生の「明



治節制定の由來」の一節であるが、我が互尊翁の弛ぶなき熱誠と撓みなき努力とを知る上について、吾等の記述に勝ること萬々であるから之を引證する。

殊に長岡市の野本恭八郎翁の如きは、實にその熱心なる請願者の一人であり、且又最も古き請願者であつた。翁は既に 明治天皇御在世の當時より 明治天皇の御聖徳を仰ぎ奉るべき國民的祝日を制定せられむことを建議してゐる。即ち明治四十五年一月第二十八議會に「嚮明節」制定の請願を提出した、これが第一回の請願である。爾後引續き毎年請願を續け、大正十一年二月第四十五議會の請願書より、その「嚮明節」の稱を「明治節」と改め、同時にその日時は 明治天皇の天長節たりし極めて思出の多い十一月三日と定めて提出し、この時より毎年採擇されて、昭和二年第五十二議會に於ける兩院一致の建議案の提出に到るまで繼續した。

かくて昭和二年三月三日 明治節制定の詔勅は下つた、野にも山にも歡呼の聲は滿

ちくた。わけても我が長岡市は「發祥地」の誇りと喜びとを以て湧き返つた。その結果は、期せずして十二團體、十七新聞社を一丸とする「明治節御制定奉祝會」の結成を見、九月十五日、前の内閣總理大臣清浦奎吾伯を迎へて、天下に魁けて一大式典を挙げたが、市公會堂の内外人を以て埋り、嵐の如き歡呼は天地を揺つて長く／＼續いた。互尊翁頌徳の壽像建設が即決されたのも此の時である。

此年の明治節は、尙ほ御諒闇中で祝賀の舉式は天下一般に御遠慮申上げたのであるが、翁は齋戒沐浴して、畢生の願望こゝに達したる感悦にひたりながら、豫てから此の日の待ち設けと思ほしく、大觀畫伯が雄渾端麗に描き成せる富岳の大幅を取り出して、心も軽く筆も軽く、その富士山の嶺かけて

日に年に世々かゞやかせ明治節内は獨尊外は互尊に

昭和二載十一月三日

七十六齡 互尊恭八郎

と書きつけて、私かに満ち足へる心を 明治天皇の聖靈の前に感謝せられたのである

それから日本國中津々浦々、初の明治節の奉祝式の舉げられた翌三年の十一月三日は、軒毎に立て並めたる日の丸の旗も一きは輝かしく見えた。翁は過ぎし昔の天長節を思ひ浮べ、まこと畏き極みながら、今なほ世にましまさば我と御同年に渡らせ給ふべきをと偲び奉るその目には涙が光つた。かくて夜に入つて全市を華かに彩る奉祝の提灯行列が蜿蜒火龍を描いて互尊邸へ繰り込んで来て、翁の萬歳を三唱した。翁は玄關に走つて之を謝し、更に双手を高く舉げて聲をかぎりに 明治節萬歳を絶叫すれば



衆口相和して萬雷を欺き、のどやかなる空氣は十重二十重に互尊邸を包んだ。以來この提灯行列は恒例となつて、翁亡き今もなほ日本互尊社に訪づれ来る事になつたのは蓋し菊と芳ばしき翁の餘香である。(寫眞其一是翁の 明治節御制定奉祝證書、大觀畫。其二是互尊邸前に萬歳を高唱する市民の提灯行列)

聖旨普及部

いづこの市町村にも教育會といふものはある、そして其の教育會の主旨なり仕事なりは、煎じ詰めれば聖旨の普及宣揚にあることは云ふまでもないが、「聖旨普及部」の特設してある教育會といふものは、恐くは我が長岡市教育會のみではあるまいか。よし他にもさうした例があるにしても、それが或る一人の篤志に依つて出来たといふのはなからうと思ふ。

長岡市教育會の聖旨普及部といふのは、互尊翁が大正九年十月三十日、教育勅語渙發三十周年の記念に、旨聖普及の爲の活動資元として金三千圓を寄附せられたことに

皇日
起東
而重
其暉
國光
及西
高積
其慶

上ノ皇ノ志

依つて成り立つたものである。而して翁は翌十年の九月廿五日 皇

太子殿下が御外遊を終へさせられて後、下し給へる令旨、殊に

惟フニ我ニ國粹ノ精華アリテ固有ノ特長ニ屬ス、然レドモ我國ノ宜ク他邦ニ學フヘキモノモ亦尠カラス、予冀クハ國民ト共ニ、彼ノ長ヲ取リテ我ノ短ヲ補ヒ、國運ノ隆昌ヲ期シ、世界文化ノ發展ニ資シ、以テ 皇上陛下ノ聖旨ニ副ハムコトヲ

とある御詞に感激して、令旨記念として更に金二千圓を提供し、彌々聖旨普及の活動を促されたのである。

思ふに聖旨普及の事は、即ち是れ國粹發揚・國是振興の核心であつて、國民としては夢寐忘るべからざることとてなければならぬ。而して此に意を致すこと密にして厚き互尊翁の赤誠は、洵に天下後生の範とするに足ると共に、長岡市教育會今後の活動も亦大に見るべ

きものがあらう。

こゝに附記したいことがある、それは翁が死に至るまで長岡市學務委員の職を奉ぜられたことである。翁は幾多の公職に就かれたが、皆時に應じて之を辭された、然るに學務委員のみは全く例外であつた。言ふまでもなく之は國民教育の重要性と聖旨奉答の覺悟とから來て居ること、事は至つて小なれども意はまことに深し、こゝに翁の面目躍如たるものがある。(寫眞は樺心軒に掲ぐる翁の額)

尙武と教化

互尊翁に「互尊止戈」の説がある。ところで早合點の徒は、之を以て一に二もなく戦争を否定するものと心得るらしいが、思はざるの甚しきものである。

互尊翁止戈の説は、人々皆互尊なれば世に紛亂葛藤の生ずる筈なく、國々悉く互尊なれば、戦争といふ文字は人間の記録から消え失すべき道理であるから、平和を好愛する人類は、天地普慈の心を心として互尊なるべきである。然るに現實の人間界は隨

所に葛藤があり時に戦争も起ると云ふ具合で、互尊の世界はまだ現成しない、そこで平和招來の大法たる互尊を唱道する必要があるのである。従つて現在の如く互尊を害する敵ある世の中にあつては時に膺懲の師を起して之を討つことが當然となつて來る。膺懲は即ち教化の一法で、互尊世界完成の爲には必ず武備を必要とする。殊に皇國日本は、八紘一宇の國是、即ち日未萬邦に向つて平和の主宰者たるの使命を負ふものである以上



云つた孟子の意は、鬭争絶ゆることなき人間の世界の現實に鑑みて、恒に國家防衛の精神的振作結束の肝要なることを道破せるものとも解すべきで、支那の歴史が孟子を

は、尙武國防の事は、一日も之を緩うすべきではないと云ふに在る。
敵國外患無ければ國恒に亡ぶ、と

して斯く考へしめたものに相違ないが、大小多寡の別こそあれ、時々戦禍を捲き起し繰り返す人生の實際に即したる名言たるを失はぬ、願れば過去幾千年は闘争の歴史である、恐くは今後幾千萬年亦闘争は續くであらうが、それを少しづつでも是正し滅殺し淨化して行かうと云ふのが互尊翁の主旨である。

翁が、明治三十八年一月六日、長岡町に（當時は市制未だ布かれず）土地を寄附して軍人家族救護の資源とせられたことも（土地寄附の意は、之が常設の必要を示されたのである）昭和七年一月四日、軍人勅諭御下賜五十周年の記念として帝國在郷軍人會本部に金五千圓の寄附を申出られ、依て以て滿蒙班の設立を見たることも、全年二月長岡市民全體としての銃後後援の意志を表明すべく陸軍に飛行機を、海軍に装甲自動車を献納の議の起つた時、逸早く金一千圓を投じ、且つ不足分は凡てを寄附することを表明して強く之を贊助せられたことも（此舉は長岡が全國の魁であつた）詮ずる所皆前陳の主旨の一つの現はれに外ならぬのである。以て翁が机上に理を弄して自ら喜ぶの亞流には非らずして常

に時務に意を用ふること厚く、所謂「生我活人」に専心せられたことを見るべきである。（寫眞は平瀧神社へ奉納の爲揮毫せられたる翁の書）

簡素なる生活

衣服は勿論木綿であつた、下駄でも洋傘でも至つて粗末なものであつた、障子も疊も黒く古びたまゝであつた。食事は翁の好みに「調和煮」と云つて左の如きものがあつた。

- 一、大根
- 二、茄子
- 三、牛蒡
- 四、人蔘
- 五、芋
- 六、干貝
- 七、蓮根
- 八、木耳
- 九、蒟蒻
- 十、隠元豆又は藤豆

（以上十種を醬油で煮る）

好物であると云へば即ち御馳走分である。之を以て其の日夕を推量すべきである。翁夫妻の日常生活は此の如く儉素であつたが、人を選するには坐具器物皆立派なものを、用ひ、美味佳肴を薦められたことは云ふまでもない。是れ蓋し「克勤于邦、克儉于家」

といふ尙書の文を、躬を以て新釋せられたのである。即ち翁は我が國體の本義に照して、「克く邦に勤に克く家に儉に」を「克く家に儉にして、以て邦に勤む」と釋して之を實行せられたものである。

互尊文庫は云

を擧げて邦に勤むるの意に出でたるものに外ならぬ。かくして其の最後に「私の全財産は、天からの預り物である、總べてを擧げて 皇國の爲に盡す」と云ふ平生の言誓



はずもがな、其の前後に亘る一切の公益的寄附行爲は所謂ある手からこぼれるものではなく、又賣名護身の俗念からするものではなく、其の家に儉なる結果

を履踐し、斷然、家を絶つて日本互尊社を世に遺し、而して莞爾として世を辭されたのである。(寫眞は日常の互尊翁御夫妻、其衣此の如く粗に、其の障子此の如く儉であつた)

偉大なる臨終

互尊翁は八十五歳の長壽を保たれた、それでゐて其の死は廣く世上から惜まれたのである。以て其の生が樂隱居のそれとは違つて、如何に生きたる社會に生きたる仕事を仕つけられたかを窺ふに足ると思ふ。翁は昭和十一年の夏の頃から肝臟痛を病まれた、併し剛毅潤達なる翁は苦痛を忍んで樗心軒・如是藏の新築工事の指揮監督を初め來客の應接・家庭の用務一切自ら之を辨じて、恰も身に疾ある事を知らざるが如くに見えたが、十一月廿五日の夕刻からは流石に衰弱に堪へかねて床に就かれた。それから後は藥餌の効も見えず、病勢は日一日と昂進して十二月四日午前九時三十分、夕の海一杯を金色に染めて靜に落つる日輪の神々しさを示して他界せられたのである。翁の病革まると聞くや、長岡に本社支社を有する新聞のすべては、或は日々其の病

状を報じ、或は盛に其の功績を讃へた。それから其の死の報せらるゝや、筆を揃へ辭を極はめて之を弔し、

其葬儀に至つて又々大に報道に力めた。葬儀

は十二月七日午前九時

十分、軍人分會旗・青

年會旗を先頭に各部會

長十四名が、神谷聯合

分會副會長・長部青年

會副會長指揮の下に先

驅をつとめ、白高張一

等、黙々肅々たる行列を作つて葬場なる渡里町西入寺に至つたが、時に微雨あり天亦



四四

對、白蓮華一對の次に、喪

主日本互尊社理事長反町榮

一は恭しく「提唱院釋互尊」

の靈牌を奉持し、全常務理

事小野塚喜三次は謹んで故

翁の寫眞を捧げて靈柩の前

にたち、靈柩に尾して親戚

縁者・日本互尊社評議員・

互尊文庫職員・知人朋友・

農民學校生徒・町内の人々

等、黙々肅々たる行列を作つて葬場なる渡里町西入寺に至つたが、時に微雨あり天亦

涙するが如く、途上の行人歩を停めて拜するあり、流石に常人の常葬とは相異り、如

何にも「天爵互尊翁」に似つかはしい感があつた。

それから弔文詩歌に、名だたる人々の多かつたこ

とも、地方には稀有の葬儀であつた。(寫眞其一は靈

柩の門を出づるところ、其二は西入寺に於ける葬儀)

里爲子夫人

とかくに婿取り娘は我儘である、勿論それは心得ちがひではあるが、しかもそれは殆ど世間の通り相場となつてゐるのである。

然るに互尊翁夫人里爲子乃自は所謂家附の娘しかも富限者として知られた野本家に育つた娘でありながら、聊かも婿取りらしく見えるところがなかつた。勿論それは夫君互尊翁が賢



四五

哲の士であられた爲もあらうが、里爲子夫人の資性温靜にして貞淑なることが、何と
しても主たる原因でなければならぬ。互尊翁は何事も能く夫人と相談して後初めて決
行し苟も制壓の
態度を取られた
ことがなかつた
それは其の信奉
する互尊道の必
然的發露には相
違ないが、之を
若し單に家附の
があつた、然り里爲子夫人の生涯は、全く信じて従うた生涯であつたところに尊き光
がある。夫君の法號「提唱院釋互尊」に對應して「唱和院釋尼里爲」の法號は如何に



娘に對する入婿の
遠慮と勘ちがひし
て思ひ上るやうな
夫人であつたなら
ば、尋常婆子と選
ぶなき存在に過ぎ
ないのであるが、
夫人の生涯には光

も能く其の一生の歴史を語り、且つ其の貞徳を賛し得たものであると思ふ。

昭和三年十一月廿八日、財團法人斯文會長岡支部は夫人を表彰した、今左に其の表
彰狀を掲げて餘徳を偲ぶよすがとする。

表 彰 狀

野 本 リ イ 殿

夫人ハ野本家ニ生レ、年十六ニシテ良人ニ配シ、琴瑟相和スルコト今ニ至リテ五
十六年、性婉淑ニシテ聰慧、善ク良人ニ承ケ其意向ニ違フコト無シ、良人善ク爲
スヲ樂ム、凡ソ 皇室ヲ尊クシ、人材ヲ育スルヨリ、事ノ世道人心ニ關スル者ハ
貲財ヲ損テ、之ニ資セザルハ無シ、而シテ每事必ズ先ヅ夫人ニ謀ル、夫人色ヲ和
ゲテ之ヲ賛シ、其金件ヲ付シテ惜ム所無シ、良人今日ノ令聞ハ主トシテ其高邁ノ
人格ニ由ルト雖モ、夫人内助ノ功モ亦尠カラズト爲ス、且ツ其家聲愈々高クシテ
人ニ接スル愈々下リ、巨萬ノ貲ヲ損テ、世道ニ益スルヲ惜マズ、而モ身ハ澣濯ノ

衣ヲ服シテ厭フ無キガ如キ、皆一世ノ薄俗ヲ厚クスルニ足ル、故ニ本會ハ不腆ノ物ヲ贈呈シテ以テ表彰ノ意ヲ表ス

昭和三年十一月廿八日

財團法人斯文會長岡支部長 岩田 衛

夫人は翁に先つこと二年有四月、昭和九年七月廿九日享年七十八にして永眠せられた。夙に六人の子女に先立たれた悲痛をジツと憶へて來た夫人は、さしも困難なる舌痛の苦痛をも人に訴ふる事なくして逝かれた。里爲子夫人の生涯こそは、本當に恭黙忍苦の一生で、世に多く類例を見ざる良妻であつたと思ふ。(寫眞は里爲子夫人表彰記念

撮影、斯文會より寄贈のもの)

三祖廟成る

三祖廟造營は互尊翁在世中よりの志願であつた、即ち翁は紀元二千六百年を期して

之を邸内に奉安すべく、數年前より人踏まぬ山の淨土を運び寄せて地盛りを爲し只管其時の至るを待つて居られたのであるが、天、壽を假さず、期に先つて長逝せられた。是に於て當社は翁の此の遺志を體して、紀元二千六百年なる昭和十五



年社殿を造營し、翁の願念最も厚き六月八日を以て鎮座祭を執行した。

三祖廟の名は翁の謹撰する所で、祭神は畏けれど 皇大神宮・橿原神宮・明治神宮の御三柱にまします。蓋し是れ翁の篤敬熾盛なる國體信念の發現である、然

り翁は斯くして自らの丹誠を披瀝すると共に國民の總べてをして亦斯くあらしめんと
念願されたので
ある。

此日は 三祖
廟の鎮座祭に引
續いて互尊翁碑
の除幕式を行つ
た碑は仙臺石、
高さ十四尺、巾
四尺、題額は聯
作、字數實に千六十七字、まさしく世間異數の豊碑と謂つてよからう。當日式典に參
列せられたる



合艦隊司令長官
山本五十六閣下
が吹上御苑の竹
を以て造つた筆
で揮毫せられた
もの、撰文と淨
書とは八十七歳
の老儒翠邨高橋
茂一郎先生の力

陸軍中將赤井春海閣下は

三祖廟成神德尊
乃翁素志萬年存
榲心軒内榲重緑
六月薰風度故園

建長寺派管長菅原時保禪師は

無業一生莫妄想
瑞巖只喚主人公
智仁双轉尊翁力
使幾多賢浴德風

金雞學院學監安岡正篤先生は

觀光院裡觀光客
一到爭傳道骨奇
信水汪汪悠久靜
萬人齊仰互尊碑

の祝詩を披吟せられた。又司法・内務・厚生各省に大臣たりし我が郷土の偉材小原
直閣下は一篇の祝詞を朗讀せられたが、まことに互尊翁全貌の縮寫、觀じ得て正、敍
し得て簡、翁を知るに最も便利であるから、左に掲げて、以て本書の結びとする。

(寫眞其一是三祖廟、其二是互尊翁碑、其三是小原閣下)

祝 辭

財團法人日本互尊社、其ノ設立者タリシ故野本恭八郎翁ノ遺志ニ基キ、庭内淨地ニ小社ヲ設ケ、恭シク茲ニ

皇 大 神 宮

檀 原 神 宮

明 治 神 宮

ノ神靈ヲ奉祀シテ之ヲ 三祖廟ト稱ヘ奉リ、本日ノ佳辰ヲトシテ鎮座祭ヲ行ヒ、併セテ故翁頌德碑ノ除幕式ヲ行フ。

予亦招カレテ其ノ席ニ參シ、茲ニ祝辭ヲ陳フルコトヲ得ルハ洵ニ欣幸トスルトコロナリ。

故野本翁ハ我郷閭ノ偉才ナリ、弱冠ニシテ明治維新ノ大變革ニ際會シ、秘カニ感奮



テ財團法人日本互尊社ヲ設立シ、自己ノ死後ヲ承ケテ互尊獨尊ノ主義普及ヲ託スルニ至レリ。思フニ、翁ノ事ヲ計ルヤ、深ク

發明スルトコロアリ、長スルニ從ヒテ深ク學ヒ遠ク誓ヘ、夙ニ敬神尊皇ノ志ヲ懷キ國體ノ尊嚴ヲ發揚スルヲ以テ念トナシ、居常 皇恩ヲ奉謝シ國運ノ隆昌ト民生ノ幸福ヲ増進スルニ思フ致シ、遂ニ自ラ互尊獨尊ノ人生觀的哲理ヲ創造シ爾來自己日常ノ行動ハ凡ヘテ此ノ哲理ヲ準則トシテ、終生之カ普及ト實踐トニ精進シタルノミナラス、晩年其ノ全財産ヲ擧ケ誓ヘ遠ク慮リ、管ニ之ヲ口ニスルノミニ止ラス、必スヤ之カ實現ヲ見サレハ止マス、明治天皇ノ聖德大業ヲ景仰シ奉リテ明治節創定ノ議ヲ唱ヘ、或ハ靈峰富士ノ秀麗ヲ頌ヘテ富士國立公園設定ノ說ヲ進ムルヤ、世人或ハ之ヲ奇矯ト笑フ、翁毫モ顧ルトコロナク、說クコト益々熱烈、遂ニ朝野ヲ動カシテ兩者共ニ其ノ設定ヲ見ルニ至

リテ、世人初メテ翁ノ卓見遠慮ニ驚嘆シタルカ如キ、其ノ尤ナルモノナリ、其ノ他互尊文庫ノ設立・教育・社會事業・軍事援護等ノ爲ニ屢々巨資ヲ寄附シ、文化ノ發展、民生ノ福祉増進ニ貢献シタル功績擧ケテ數フヘカラス、今日各種義金寄附ノ如キ、殆ト日常茶飯ノ事ニ屬スルモ、翁ノ之ヲ爲シタル時ニ於テ爲シタル者ハ實ニ曉辰モ管ナラス、而シテ死後其ノ全財産ヲ擧ケテ、自己ノ主義實現ノ資ニ供ス、常人ノ到底企及シ得サル所ニシテ、翁ノ非凡ニシテ偉才タル所以即チ茲ニ存ス。

支那事變勃發以來將ニ三年ニ垂ントス、近時汪精衛ノ首班タル新支那中央政府成立シ、我國ハ之ト國交調整ノ運ニ至ラントスルモ、蔣政權トノ交戦ハ依然トシテ繼續シ、事變ノ前途尙測ルヘカラサルモノアリ、加フルニ歐洲戰爭ハ戰漸ク酣ニシテ其ノ歸趨亦知ルヘカラス、時局愈々複雜多難ニシテ、國民ハ眞ニ上下一致宜シク日本精神ニ自覺シテ粉骨碎身國難ニ殉スルノ勇猛心ヲ奮起セサルヘカラス、今ヤ神武肇國以來方ニ二千六百年、國體彌々尊嚴ニシテ國民ノ責務益々重大ナリ、予等今新

ナル 三祖廟ト翁ノ建碑ノ前ニ座シテ感慨洵ニ深キモノアリ、願クハ翁ノ遺志ヲシテ益々其ノ眞價ヲ發揮セシメンコトヲ、一言以テ祝辭ニ代フ。

昭和十五年六月八日

正三位勳一等 小 原 直

讚 德 詞 藻

鹽谷節山博士

談論風發氣如虹、重義輕財期奉公。

提唱明治成聖節、使人長憶互尊翁。

安岡鶴堂先生

非儒非佛又非仙、緱鶴華雲八十年。

示疾維摩誰復問、臨終康節默群賢。

高橋聖軒先生

法海如々唯レ一氣

任サマ他人我是非論

維摩大士真ニ才辯

直ニ以テ無言遺ル有言ヲ

佐藤瞻齋先生

讀書千萬卷

議論摠懸空

治國平天下

互尊一語中

永平慧昭禪師

獨尊無位互尊通ズ

須ク報ニ四ニ恩ニ成ス厥ノ功ヲ

世事千般已透脫シ

互尊觀得獨尊翁

寛克彦博士

人皆の尊さいはれさとさまく生れ給ひし互尊翁はや

川合直次先生

一
より美しき世を目ざし

そのほどくくに働けと

神の賜びてしうつし身ぞ

尊とばずしてあるべきや

二

時を同じく世に生きて

共に手を把り働けと

神の賜びてし同胞トぞ

尊とばずしてあるべきや

三

たふとべや我とわが身を
たふとべや人と互ひに
何しかは疑ひ惑ふ
神のみち道は一すぢ

四

身を以て範のりを示すか
神々かみしたちぬふるまひ
渴仰かつやうの互尊ごそん獨士どくしや
嗚呼ああわが渴仰かつやうの互尊ごそん獨士どくしや

互尊翁略年譜

2 5 2 4	2 5 1 7	2 5 1 2	紀皇
年元治元	年四政安	年五永嘉	號年
歳三十	歳六	歳一	齡年
刈羽郡南條村藍澤朴齋ノ門ニ入リテ漢籍ヲ學ブ。	正月九日 野木リイ生ル。	十二月二十四日 互尊翁越後國刈羽郡横澤村山口家ニ出生。 父 山口平三郎 母 トセ	事
			歴
歳八	歳一		年夫 齡人

2 5 3 8	2 5 3 7	2 5 3 5
年一十治明	年十治明	年八治明
歳七十二	歳六十二	歳四十二
<p>九月二十二日 明治天皇東海・北陸兩道御巡幸ノ際供奉員參議大隈重信外三十名ノ宿所ニ當テラル。</p>	<p>十一月二十日 長男福應生ル。 長興寺住職大道長安ト相識ル。</p>	<p>一月一日 養祖母ヨリ家産ヲ繼承ス。</p>
歳二十二	歳一十二	歳九十

2 5 3 4	2 5 3 2	2 5 2 6
年七治明	年五治明	年二應慶
歳三十二	歳一十二	歳五十
<p>十一月二十一日 長女ホミ生ル。 理財凡例十七ヶ條ヲ設ケテ財産調査ニ着手ス。</p>	<p>八月二十日 野本家ニ養ハレ、リイニ配ス。 養祖母ヒテ時ニ年六十六。 古志郡長岡町大字渡里町三十二番戸住。</p>	<p>庄屋格見習役ヲ命セラル。(羽前上ノ山藩) 上ノ山藩支費ニ學ブ。(三島郡七日市ニ在リ)</p>
歳八十	歳六十	歳十

2 5 4 7	2 5 4 6	2 5 4 5
年十二治明	年九十治明	年八十治明
歳六十三	歳五十三	歳四十三
七月十日 三女ミチ生ル。	一月縣會議員トナル。(以降四ケ年間) 九月四日 養祖母ヒテ歿ス、年八十。	四月生父平三郎ノ病氣見舞トシテ自ラ觀音像ヲ畫キテ之ヲ呈ス。 六月二十八日 山口平三郎歿ス。
歳一十三	歳十三	歳九十二

2 5 4 4	2 5 4 3	2 5 4 0
年七十治明	年六十治明	年三十治明
歳三十三	歳二十三	歳九十二
七月九日 三男遊生ル。	一月七日 大道長安ヨリ洒水灌頂法ヲ秘授セララル。 三月二日 二男時中生レ、全二十六日死ス。	二月十二日 長岡町町會副議長ニ當選。 六十九國立銀行取締役トナル。(以降四ケ年間) 七月十日 二女リン生ル。 十月二十六日 修身ノ誓文十一ヶ條ヲ自書血判ス。 誠之社ノ設立ニ奔走ス。
歳八十二	歳七十二	歳四十二

2 5 5 3	2 5 5 1	2 5 4 9
年六十二治明	年四十二治明	年二十二治明
歳二十四	歳十四	歳八十三
有志ト謀リ長岡電燈會社ヲ組織シ其取締役トナル。	五月十四日 日本生命保險株式會社ヨリ商議員ヲ囑託セララル。 長生橋位置變更問題ニ付キ調査研究ス。	長岡町會議員ニ當選。(以降十三年間) 一月十七日 夫人リイ婦人救世會ヨリ會長ヲ依囑セララル。 長岡ノ市制施行ニ就テ調査研究ス。
歳七十三	歳五十三	歳三十三

2 5 5 7	2 5 5 6	2 5 5 4
年十三治明	年九十二治明	年七十二治明
歳六十四	歳五十四	歳三十四
三月二十七日 近火アリ、類焼ヲ免カル。 十月八日 長男福應死ス、年二十一。 十月三十日 渡里町ヨリ出火アリ、類焼ス。	二月一日 日本赤十字社正社員ニ列セララル。 十一月十日 近火アリ、類焼ヲ免カル。	四月四日 平潟神社ヨリ出火ノ火災ニテ類焼ス。
歳一十四	歳十四	歳八十三

2 5 6 3	2 5 6 2	2 5 6 1
年六十三治明	年五十三治明	年四十三治明
歳二十五	歳一十五	歳十五
二月六日 夫人リイ大日本武徳會正會員トナル。	<p>一月二十八日 日本赤十字社終身社員ニ列セラル。</p> <p>八月 月 大日本武徳會正會員トナル。</p> <p>十月十二日 長兄山口權三郎歿ス。</p>	長岡町學務委員ニ任命セラル。(以降六ケ年間)
歳七十四	歳六十四	歳五十四

2 5 6 0	2 5 5 9	2 5 5 8
年三十三治明	年二十三治明	年一十三治明
歳九十四	歳八十四	歳七十四
互尊獨尊ノ説ヲ唱フ。	二月二十七日 長女ホミ死ス、年二十六。	<p>一月 日本生命保險株式會社ヨリ多年商議員在職ノ勞ニ對シテ感謝狀並ニ記念章ヲ贈ラル。</p> <p>十月一日 長岡市觀光院町二十八番戶(當時ハ古志郡長岡本町大字觀光院町ト云フ)へ轉籍ス。</p> <p>生母トセ歿ス。</p>
歳四十四	歳三十四	歳二十四

2 5 7 0	2 5 6 9	2 5 6 8
年三十四治明	年二十四治明	年一十四治明
歳九十五	歳八十五	歳七十五
八月三日ヨリ十四日間富士登山、並ニ山麓ヲ視察ス。	五月二十三日 我本領ヲ印刷頒布ス。	十一月三日 明治日本大公園創設議ヲ印刷頒布ス。(以來毎年改正第三回ニ及ブ)
歳四十五	歳三十五	歳二十五

2 5 6 7	2 5 6 6	2 5 6 5
年十四治明	年九十三治明	年八十三治明
歳六十五	歳五十五	歳四十五
四月八日 縣會議員ニ補缺當選セルモ辭退ス。 七月四日 三女ミチチ死ス、年二十一。 七月六日 愛國婦人會ヨリ七寶銀製有功章ヲ贈ラル。 七月二十六日 愛國婦人會資助員ニ推サル。 九月二十五日 二女リン死ス、年二十八。	長岡市學務委員ニ任命セラル。(以降三十一年、死ニ至ルマテ勤續) 四月十五日 三男遊死ス、年二十三。	一月六日 土地三百六十一坪ヲ長岡町ニ寄附シ、其收益ヲ以テ軍人家族ノ救護ニ充ツ。 五月二十七日 夫人リイ愛國婦人會通常會員トナル。
歳一十五	歳十五	歳九十四

2 5 7 3	2 5 7 2	2 5 7 1
年 二 正 大	(元大正)年五十四治明	年 四 十 四 治明
歳 二 十 六	歳 一 十 六	歳 十 六
十二月二十八日 同仁會員トナル。	一 月 郷明節(後、明治節ト改ム)制定請願書ヲ議會ニ提出。(以後連年) 六月五日ヨリ十三日間實業視察ノ爲朝鮮ヘ旅行ス。	一 月 明治日本大公園創設請願書ヲ帝國議會ニ提出。(以後連年)
歳 七 十 五	歳 六 十 五	歳 五 十 五

2 5 7 6	2 5 7 5	2 5 7 4
年 五 正 大	年 四 正 大	年 三 正 大
歳 五 十 六	歳 四 十 六	歳 三 十 六
令終會(市ノ公益事業援助)會員トナル。	七月七日 三大活寶ヲ印刷頒布ス。 十月十一日 大正記念互尊文庫創設費寄附及經營願ヲ印刷頒布ス。 十一月十日 互尊文庫創設及維持費トシテ日本石油株式會社株式壹千株(時價拾壹萬六千圓)ヲ長岡市ニ寄附出願、全十六日採納。 十一月十六日 大禮記念章ヲ授與セラル。 地方名望家及其他ノ優遇者トシテ御即位地方賜饌ノ光榮ニ浴ス。	二月五日 明治記念日本大公園設請願(第四回)郷明節制定請願(第三回)ノ二書ヲ合刷頒布ス。 五月 長岡市傳染病豫防委員ニ選任セラル。(以降四ヶ年間) 六月十日 夫人リイ愛國婦人會終身會員トナル。
歳 十 六	歳 九 十 五	歳 八 十 五

2 5 7 9	2 5 7 8	2 5 7 7
年 八 正 大	年 七 正 大	年 六 正 大
歳 八 十 六	歳 七 十 六	歳 六 十 六
<p>九月二十二日 眞宗本願寺派本山講設立賛助ノ功ヲ以テ感謝狀ヲ受ク。</p> <p>十一月一日 眞宗信徒ノ模範トシテ本願寺派本山ヨリ表彰セララル。</p> <p>十一月十一日 帝國教育會長ヨリ功勞賞ヲ贈ラル。</p>	<p>三月二十四日 眞宗本願寺派本山ヨリ本宗門徒ノ龜鑑トシテ紺紙金泥六字ノ名號一幅ヲ授與セララル。</p> <p>四月十八日 明治神宮奉賛會特別會員ニ列セララル。</p> <p>六月八日 互尊獨詮ヲ印刷頒布ス。</p> <p>八月十日 大日本武德會ヨリ二等有功章ヲ贈ラル。</p>	<p>二月 越佐大公園（國幣中社彌彦神社ノ神域ヲ中心トシテ）設置提唱ノ爲調査ス。</p>
歳 三 十 六	歳 二 十 六	歳 一 十 六

2 5 8 2	2 5 8 1	2 5 8 0
年 一 十 正 大	年 十 正 大	年 九 正 大
歳 一 十 七	歳 十 七	歳 九 十 六
<p>十月三十日 教育功勞者トシテ市教育會長ヨリ表彰セララル。</p> <p>八月一日 市青年會顧問ニ推薦セララル。</p>	<p>二月 明治記念日本大公園國立請願書（貴族院第四回、衆議院第五回）ヲ印刷頒布ス。</p> <p>九月二十五日 皇太子殿下（今上陛下）御外遊御歸朝ノ時内閣總理大臣ニ賜ハリシ令旨ニ感激シ更ニ金貳千圓ヲ長岡市教育會聖旨普及部ニ寄附ス。</p>	<p>長岡高等工業學校設立費中へ金五千圓ヲ寄附ス。</p> <p>十月三十日 教育勅語漢發三十周年ヲ記念シ、聖旨ノ普及徹底ヲ計ル目的ヲ以テ金參千圓ヲ長岡市教育會ニ寄附ス。</p> <p>十一月 新潟縣山林會特別會員トナル。</p>
歳 六 十 六	歳 五 十 六	歳 四 十 六

2 5 8 5	2 5 8 4	2 5 8 3
年四十正大	年三十正大	年二十正大
歳四十七	歳三十七	歳二十七
四月十六日 本年五月十日ノ 天皇皇后兩陛下大婚二十五年祝典奉祝記念ノ爲互尊 文庫特別施設資本トシテ長岡市水道公債額面貳千圓ヲ寄附ス。 互尊文庫創立第十年記念ノ爲長岡市水道公債額面壹千圓ヲ寄附ス。 互尊文庫館長ヨリ感謝狀ヲ贈ラル。 今日三大事ヲ印刷頒布ス。 互尊文庫ニ對スル寄附ニ依リ知事ヨリ表彰セラル。 財團法人斯文會長岡支部長依リ表彰セラル。	四月三日 皇太子殿下(今上陛下)御結婚奉祝ノ意ヲ以テ長岡市青年會、長岡市 女子青年會ニ各壹千圓ヲ寄附ス。 八月一日 人生の曉鐘ヲ印刷頒布ス。 九月一日 長岡市消防義會顧問ニ推薦セラル。	四月二十五日 北越新報社主催ノ少年少女オリムピック競技大會顧問ニ推薦セラル。 四月二十五日 佛日信光明鑑ヲ印刷頒布ス。 十月一日 最大國難に就テ印刷頒布ス。
歳九十六	歳八十六	歳七十六

2 5 8 8	2 5 8 7	2 5 8 6
年三和昭	年二和昭	(元昭和)年五十正大
歳七十七	歳六十七	歳五十七
四月二十日 明治神宮奉賛會ヘ外苑事業資金ヲ寄附シ、東京府知事ヨリ褒狀ヲ受ク 長岡市文化事業金寄附シ、東京府知事ヨリ褒狀ヲ授ケラル。 正月二十日 正答の前の門ニ登シ、喜壽像建設費贈出者ニ頒呈ス。 有志共ニ守ルニシテ、市ニシテ、互尊市ヨリ表彰セラル。 大禮記念長岡市表彰規程ニヨリ表彰セラル。 夜市民愛國進行會ニシテ、御即位地方賜饌ノ光榮ニ浴ス。 地方功勞者トシテ、御即位地方賜饌ノ光榮ニ浴ス。 多禮記念章ヲ授クニシテ、御即位地方賜饌ノ光榮ニ浴ス。 夫人市教育會長ヨリ表彰セラル。 夫人市教育會長ヨリ表彰セラル。	三月三日 明治節制定公布セラル、ヤ翁宿願ノ貫徹ヲ喜ビ聖旨宣揚ノ爲金六千八 百圓ヲ長岡市ニ、金六百八拾圓ヲ長岡讀書會ニ寄附ス。 六月十二日 長岡停車場前派出所改築助成ノ廉ニ依リ長岡警察署長ヨリ感謝狀ヲ受 ク。 赤坂山公園(柏崎市)設置ヲ提唱ス。 萬世一遇ノ明治節ニ非ズヤ、並ニ三貴四成ヲ印刷頒布ス。	一月二十四日 長岡市柔道會顧問ニ推薦セラル。 二月十一日 新潟縣知事ヨリ學務委員トシテノ功績ヲ表彰セラル。 二月廿一日 互尊獨語鑿育三要ヲ印刷頒布ス。 三月廿八日 坂之上區軍人分會名譽會員ニ推薦セラル。 四月一日 長岡市ヨリ學務委員並ニ傳染病豫防委員ノ功勞者トシテ表彰セラル。 四月十八日 賞勳局ヨリ紺綬褒章ヲ授與セラル。
歳二十七	歳一十七	歳十七

2 5 9 1	2 5 9 0	2 5 8 9
年 六 和 昭	年 五 和 昭	年 四 和 昭
歲 十 八	歲 九 十 七	歲 八 十 七
<p>八月八日 互尊世界ヲ印刷頒布ス。</p> <p>十二月 上越線全通記念博覽會長並ニ協賛會長ヨリ會務翼賛ノ勞ヲ謝セララル。</p>	<p>十一月廿一日 財團法人中央教化團體聯合會長ヨリ社會教育盡瘁ノ功績ヲ選獎セララル</p>	<p>九月一日 國本社長岡支部顧問ニ推薦セララル。</p> <p>十二月八日 天都國標ヲ印刷頒布ス。</p>
歲 五 十 七	歲 四 十 七	歲 三 十 七

2 5 9 4	2 5 9 3	2 5 9 2
年 九 和 昭	年 八 和 昭	年 七 和 昭
歲 三 十 八	歲 二 十 八	歲 一 十 八
<p>二月十一日 陸軍大臣ヨリ多年軍事補助貢獻ノ功績ヲ賞シ感謝狀賞牌及銀盃ヲ贈ラ</p> <p>四月二十日 新宿新苑ニ於ケル觀櫻會ニ御召ノ恩命ヲ拜ス。</p> <p>七月二十九日 午前四時三十五分妻リイ歿ス。</p> <p>十一月三日 財團法人日本互尊社創立ヲ申請シ、全二十九日認可セララル。</p>	<p>二月一日 皇道往來ヲ印刷頒布ス。</p> <p>六月三日 天照日本人ヲ印刷頒布ス。</p> <p>十一月一日 眞宗信徒ノ模範トシテ本願寺派本山ヨリ表彰セララル。</p> <p>十一月十日 新宿御苑ニ於ケル觀菊會ニ御召ノ恩命ヲ拜ス。</p> <p>十一月十一日 帝國教育會長ヨリ功勞章ヲ贈ララル。</p> <p>十二月十四日 急性肺炎ヲ病ム。</p> <p>十二月十七日 次兄大塚益郎死ス。</p>	<p>一月四日 軍人勅諭御下賜五十周年記念トシテ金五千圓ヲ帝國在郷軍人會ニ寄附ス。</p> <p>二月十三日 右ニ付同會長ヨリ感謝狀ヲ贈ララル。</p> <p>八月十九日 長岡市民ヨリ軍用飛行機獻納ニ付右資金中へ金壹千圓ヲ寄附ス。</p> <p>十二月一日 帝國在郷軍人會活動資金寄附ノ廉ヲ以テ賞勳局總裁ヨリ褒狀ヲ授ケララル。</p> <p>昭和四年四月財團法人帝室博物館復興翼賛會へ助成金寄附ノ廉ヲ以テ新潟縣知事ヨリ褒狀ヲ受ク。</p>
歲 八 十 七	歲 七 十 七	歲 六 十 七

415
79

2 5 9 6	2 5 9 5
年 一 十 和 昭	年 十 和 昭
歳 五 十 八	歳 四 十 八
五月十八日 六月十六日 六月十八日 八月十六日 十一月廿四日 十二月廿五日	五月十三日 五月十四日 十月
古志郡柄吉村曹洞宗堅正寺本尊トシテ持地菩薩ノ木彫古佛像ヲ寄進ス 互尊獨報ヲ創刊ス。 帝國在郷軍人會新發田支部名譽會員ニ推薦セララル。 肝臟病ノ疑アリ十月十六日富永博士、二月二日稻田博士ノ來診ヲ受ク。 三島郡桐島村大字島崎眞言宗妙徳寺梵鐘ノ銘ヲ撰書ス。 病漸ク篤シ。 午前九時三十分永眠。(七日葬儀) 遺言ヲ以テ市内ノ貧困者ニ白米五十俵ヲ頒與ス。 互尊文庫増設トシテ金八千圓ヲ長岡市ニ寄附ス 柳心軒・如是藏落成。	急性大腸カタルヲ病ム。 社団法人帝國軍人後援會事業贊助ノ廉ヲ以テ清浦會長ヨリ感謝狀ヲ贈ラル。 社団法人帝國軍人後援會ヨリ特別會員ニ推薦セララル。 皇紀二千六百年記念事業トシテ天照拜制定、孝正神宮ノ創建ヲ提唱ス

昭和十六年四月十五日印刷
昭和十六年四月二十日發行
〔非賣品〕

編輯兼 發行兼
新鴻縣長岡市觀光院町
財團法人日本互尊社
鷹 藤 龍 馬

印刷人
新鴻縣長岡市表町三丁目
岩 瀨 直 藏

印刷所
新鴻縣長岡市坂之上町二丁目
株式會社 新鴻縣中央新聞社

發行所
新鴻縣長岡市觀光院町
財團法人日本互尊社

終

